

質問に対する回答書

No.	質問内容	回答
1	A社が提案者としてプロポーザル参加申し込み、B社（A社100%出資の子会社）に当業務の一部を下請けに出す場合、B社の実績を「類似業務実績調書【様式5】」、「予定業務担当者調書」に記載できるか。	提案者の実績のみ、実績として認められません。下請業者の実施した事業は、実績として認められません。
2	アンケート調査の実施・分析は、開催前と開催後のどちらのタイミングで実施するものと考えているか。	脱炭素社会に向けた市民会議、市民への普及啓発支援等の開催後を想定しています。
3	プレゼン時間の目安はあるか。	20分を目安としています。
4	「企画提案書の内容について、2通り以上に解釈できるような記載はしないこと。」（実施要領6-(1)-オ）とあるが、どのような場合が該当するか。	わかりにくい文章を控えていただきたいという趣旨です。誰が（主語）、何を（対象）、いつまでに（期限）、どの程度（数値）などが明示されていない、又は表現が曖昧な場合を想定しています。

業務名 : 公真庭市脱炭素社会に向けた市民会議等運営業務

質問に対する回答書

No.	質問内容	回答
5	プレゼンの参加人数について指定はあるか。	第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）会場への入室は、3名以内とします。
6	提案者が、真庭市に入札参加資格審査申請書【役務】を提出し、入札参加資格者名簿に登録済みである場合、真庭市ホームページに掲載されている「参加資格確認書類（提出書類リストに掲げられている各書類）」の提出は不要か。	提案者が、真庭市に入札参加資格審査申請書【役務】を提出し、入札参加資格者名簿に登録済みであるかどうかにかかわらず、提出書類（提出書類リスト）のうち、「12暴力団排除条例に係る誓約書」については提出してください。 提案者が、既に同名簿に登録済みである場合、1から11の書類は必要ありません。

令和 年 月 日

真庭市長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

真庭市暴力団排除条例に係る誓約書

私は、真庭市暴力団排除条例（以下「条例」という。）に基づき、条例の趣旨を理解した上で、真庭市が行う公共工事その他の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、下記の事項について誓約します。

これらの事項と相違することが判明した場合には、契約解除等の真庭市が行う一切の措置について、異議の申し立てを行いません。

なお、誓約事項の確認等のために、真庭市が岡山県警察本部等に対し照会を行うことについても同意します。

記

- 1 次に掲げる者が条例第2条に規定する暴力団員等ではないこと。また、暴力団員等を新たに選任しないこと。
 - (1) 法人である場合 代表者及び役員
 - (2) 個人事業主である場合 代表者
 - (3) 個人である場合 個人本人
- 2 1の各号に掲げる者が、暴力団員等と社会的に非難される関係を有していないこと。
- 3 暴力団員等を雇用していないこと。また、新たに雇用しないこと。
- 4 暴力団及び暴力団員等が実質的に経営に参加していないこと。
- 5 真庭市の発注する公共工事その他の事務又は事業について、下請負に付そうとする場合は、上記1から4までの事項を満たす者のみを下請負人とする。
- 6 条例第4条、第7条に基づき、必要書類の提出を求められたときは、速やかに提出すること。

以上